



退職金や株式譲渡益に注意基礎控除とふるさと納税

ふるさと納税の時期です

個人の所得・控除によって決まる控除上限金額までの寄附なら、自己負担が2,000円で返礼品が貰えるふるさと納税制度。上限金額は今年の所得や控除によって決まるので、今年の所得が明確に分かる年末になるにつれ、寄附される金額が多くなります。

今年は給与所得控除や基礎控除に若干の変更点があったため、給与収入が去年と同額でも、若干の上限金額の増加（と同時に税額の増加となります）になる方がいらっしゃると思います。

基礎控除の算定は給与所得以外もプラス

基礎控除の減額に関しては所得金額が、

2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	基礎控除は 0円

となっていますが、この「所得金額」には給与所得以外の所得もカウントしますから、少々注意が必要です。

退職所得や株式譲渡益を申告した場合等は、この算定に入ってきますから、給与所得のみで計算して、基礎控除があったのに、確定申告をしたら基礎控除がなくなってしまった、ということもありません。

ふるさと納税との関係

株式譲渡益の特定口座源泉徴収ありの場合で、申告不要を選択していると、その譲渡益はふるさと納税の控除上限金額の計算には入りません。譲渡益を申告（住民税も同様の申告方法とする）すると、ふるさと納税の控除上限金額の計算には入りますが、基礎控除の算定にもかかわってきてしまいます。

退職所得は一般的なものについては、ふるさと納税の控除上限金額の計算には入りませんが、基礎控除が減る所得に達すると、税額が僅かに上がるため、ふるさと納税の控除上限金額も少しかだけ上昇します。今までは「退職所得はふるさと納税には関係ない」という説明で一律済んでいたのですが、一部の方に対しては、今年からはそう言い切れなくなりました。

このように、少しでも仕組みが変わると、各制度に波及して影響が色々出てきます。税の仕組みの難しさを垣間見る一例です。



退職所得は、今まで働いた分を田舎にふるさと納税で恩返しできてもいいと思うんだけどな……。